

【 総 務 課 関 係 】

学 務 関 係 (1) 学務事務提出書類一覧

項 目		区 分	条 件	提 出 書 類			根 拠 規 定	
				職 員 (⇄ 校 長)	校 長 (⇄ 地教委)	地教委 (⇄ 教育事務所)		
1 採 用	採 用 前		採用願・調書(直接、事務所へ)		県費負担教職員の採用(内申)	地教行法38		
	採 用 後		着任届・履歴書・服務の宣誓書	一般の鑑		服規2・3・技基2		
2 履歴事項の異 動	氏 名・本 籍		履歴事項異動届・戸籍抄本	〃	履歴事項異動届報告書	服規27		
	学 歴・免 許		〃 ・卒業証明 書・免許状の写	〃	〃	〃		
	現住所・その他		履歴事項異動届・証明書	〃	〃	〃		
3 義 務 免	研 修 等 スクーリング	30日以内	義務免願(第14号)・必要な証明書 〃 ・受講証明書	義務免具申書 (第16号) 〃		技基8・服規15 〃 ・ 〃		
	適 法 な 交 渉		〃 (第15号)	〃		〃 ・ 〃		
	請 求	3回以下合計6月以下	(証明書等)	休暇報告書・勤務時間割振り表 介護休暇簿・指定期間申出書の写し	休暇報告書	勤規14、19		
4 介護休暇	延 長 ・途中変更	〃	(証明書等)	報告書・介護休暇簿の写し	休暇報告書	〃		
	請 求	3年の範囲内 1日につき2時間以内	(証明書等)	休暇報告書・勤務時間割振り表 介護時間に係る休暇簿の写し	休暇報告書	勤規19		
6 欠 勤	介 護 欠 勤	30日 (介護休暇に引き続き)	欠勤届	職員の欠勤報告・勤務時間割振り表 介護休暇簿の写し	職員の欠勤報告	給条12		
	そ の 他		〃	〃 〃	〃	〃		
7 特別休暇 (出 産)	産 前	8週間 (多胎14週間)	(証明書等)	休暇報告書	休暇報告書	勤規12・取規7		
	産 後	8週間	(証明書等)	〃	〃	〃 ・ 〃		
8 育児休業	請 求	子が3歳になるまで	育児休業承認請求書・証明書	育児休業具申書	育児休業内申書	育規2		
	期 間 延 長	原則として1回	〃	〃	〃	育規3		
	失 効・取 消	事実発生後速やかにただし 休職、停職、特別休暇(出 産)による場合は提出不要	養育状況変更届	職員の出勤について (報告)	職員の出勤について (内申)	育規4		
	育児短時間勤務	子が小学校就学の始期に 達するまで 1月以上1年以下の期間を1 月前までに請求	育児短時間勤務承認請求書 証明書	育児短時間勤務具申書	育児短時間勤務内申書	育規5		
	部 分 休 業	子が小学校就学の始期 に達するまで	部分休業承認請求書・証明書		承認の写し(校長 ⇄ 事務所)	育規8		
9 病 気 休 暇	結核性疾患	願 い 出	教育職員、事務職員は 180日以内	休暇願 (届) 結核性疾患精密検査証明書	病気休暇について (副申) 休暇簿の写し	休暇報告書	勤規11 取規3	
		期 間 延 長		休暇期間延長願 結核性疾患精密検査証明書	〃	〃	取規6	
		経 過 報 告	承認権者の定めるところ により提出	結核性疾患経過報告書			取規4、8	
		出 勤	7日前まで提出	病状報告書 結核性疾患精密検査証明書	職員の出勤報告書	職員の出勤報告書	取規5	
	上記以外の傷 病	願 い 出	90日以内の一般傷病	(証明書等)・休暇願(届)	休暇報告書	/	休暇報告書	勤規11・取規7、8
			精神性疾患	〃	〃		〃	〃 ・技基7 服規14-1
			90日超の一般傷病	〃	精神性疾患観察報告書		〃	技基6-4
		期 間 延 長	90日以内の一般傷病	〃	病気休暇について (副申)		〃	勤規11・取規7、8
			精神性疾患	〃	休暇報告書		〃	〃 ・技基7 服規14-1
			90日を超える場合	〃	精神性疾患観察報告書 病気休暇について (副申)		〃	勤規11・取規7、8

		経 過 報 告	30日を超える場合承認権者の定めるところにより提出	経過報告書			取規 4、8
		出 勤 (7日前までに提出)	一般傷病（30日を超える場合） 精神性疾患	病状報告書・精密検査証明書 〃 精神性疾患精密検査証明書	職員の出勤 〃 ・精神性疾患経過観察報告 精神性疾患精密検査証明書	職員の出勤 〃	取規 5、8 技基 7 服規14-2
10 休 職	願 い 出	3 年以内		休職願 一般傷病：精密検査証明書 精神性疾患：精神性疾患精密検査証明書 結核性疾患：結核性疾患精密検査証明書	職員の休職（副申） 精神性疾患：精神性疾患観察報告書	職員の休職（内申）	分条 3 取規 3
				休職期間延長願 一般傷病：精密検査証明書 精神性疾患：精神性疾患精密検査証明書 結核性疾患：結核性疾患精密検査証明書	職員の休職期間の延長（副申） 精神性疾患：精神性疾患観察報告書	職員の休職期間の延長（内申）	取規 6 服規14-1
	経 過 報 告	90日毎に提出（心身） 〃（結核）		経過報告書 結核性疾患経過報告書			取規 4、8 〃
				病状報告書 一般傷病：精密検査証明書 精神性疾患：精神性疾患精密検査証明書 結核性疾患：結核性疾患精密検査証明書	職員の復職（副申） 精神性疾患：精神性疾患経過観察報告書	職員の復職（内申）	取規 5 技基 7 服規14-2
	復 職	県教育長に30日前					
11 職員の事故等				顛末書・見取図・必要により示談書・診断書等・事故証明書写し	事故報告書	職員の事故報告	技基14 服規28
12 退 職	普 通			辞職願・履歴書	職員の退職（具申）	職員の退職（内申） 履歴書への教育長の奥書証明	服規 6
	勸 奨			辞職願・履歴書	職員の退職（具申）	職員の退職（内申） 履歴書への教育長の奥書証明	〃
	定 年	満60歳の年度末					定条 2
	死 亡			死亡診断書（写し） 履歴書 戸籍抄本（原本）	職員の退職（具申）	職員の退職（内申） 履歴書への教育長の奥書証明	
	退 職 手 当			退職手当請求書・履歴書 再就職に関する申立書 退職所得に関する申告書	一般の鑑 直接三八教育事務所へ提出		退条

・地方教育行政の組織及び運営に関する法律・・・・・・・・・・地教行法
 ・県費負担教職員の服務の監督勤務時間等に関する技術的な基準・・・技基
 ・〇〇市町村立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程案・・・服規
 ・学校職員の休暇及び休職に関する取扱規則・・・・・・・・・・取規
 ・学校職員の育児休業に関する規則・・・・・・・・・・育規
 ・職員の勤務時間、休日及び休暇（人事委員会規則13-8）・・・・勤規

・職員の給与に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・給条
 ・職員の定年等に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・定条
 ・職員の分限に関する手続き及び効果についての条例・・・・・・・・分条
 ・職員の退職手当に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・退条

(2) 令和5年度学級編制基準

県が定める学級編制基準である、公立小学校及び中学校の1学級の児童生徒数の基準は、下表のとおりとする。

学 校 種 別 学 級 編 制 の 区 分	小 学 校		中 学 校
単 式 学 級	第1～4学年 35 第5・6学年 40		40
2 個 学 年	第1学年の児童を含む場合	8 (4)	8 (4)
複 式 学 級 (※ア)	第1学年の児童を含まない場合	16 (8)	
特 別 支 援 学 級 (※イ)	8		8

※ア 「2個学年複式学級」とは、引き続き2の学年の児童又は生徒で編制する学級をいい、()内の数字は、2の学年の間に児童又は生徒の存しない学年がある場合（いわゆる「飛び複式学級」）のいずれか一方の学年の児童生徒数である。

※イ 「特別支援学級」は、2以上の学年の児童又は生徒の数の合計が8人以下である場合は1学級に編制する。

- ① 学級は同学年で編制するのが原則であり、できる限り少ない個数の学年で編制し、同学年の児童生徒数は分割しない。
- ② 児童生徒数が8人を下回っている下の学年から順に編制する。ただし、必ずしも引き続き学年によることを要しない。

(3) 県が実施する弾力的な学級編制について

「単式学級」において、小学校全学年、中学校1学年及び2学年は、上記の表の学級編制基準（以下「基準」という。）により学年2学級以上の場合、児童生徒数の上限を33人とすることができる。

なお、33人を上限とした場合の学級増は、学年毎に1学級までとする。

(4) 市町村教育委員会が県の基準等によらない弾力的な学級編制を実施する場合の留意事項について

ア 事務処理上の必要がありますので、例年の学級編制二次基準日（3月上旬）の児童生徒数報告及び翌年度の学級編制に係る変更届出書等の提出の際、弾力的な学級編制後の「学級編制変更届出書」及び「実施状況の資料」を添付してください。

「実施状況の資料」は、様式は任意（既存資料の活用可）で、次の項目を含むよう作成してください。

- ① 弾力的な学級編制をしようとする主な理由
（弾力的な学級編制を実施する学年の児童生徒の学習指導や生徒指導等の状況など。）
- ② その学級編制によって生じる増加授業時数とその対応
（市町村が採用する教員の人数、処遇など。）
- ③ 保護者等の意見
（保護者等の考え方や、要望などの内容。把握していなければその旨。）

イ 弾力的な学級編制の実施、また、「実施状況の資料」の作成に当たっては、以下の事項に特に留意し、適切な学級編制となるよう配慮してください。

- ① 弾力的な学級編制をしようとする主な理由に、該当する学年の児童生徒の学習指導や生徒指導等の状況が含まれており、弾力的な学級編制を行うことにより、その状況が改善される見込みがあること。
- ② その学級編制によって生じる増加授業時数については、市町村が措置する教員により対応するなどし、現有の教員に著しい負担を課すものでないこと。
- ③ 該当する学年の保護者や地域住民の理解が得られたものであること。
- ④ 原則として、1学級の人数については、少なくとも16人（複式学級）以上となること。

(5) 令和5年度小・中学校教職員配置基準

公立小学校及び中学校の教職員配置基準は、次のとおりとする。
ただし、令和5年度学級編制基準の弾力的な学級編制（33人学級編制を含む。）によらない学級数とする。

小 学 校

1 校 長	1校に1人とする。																																																																
2 教 員 (教頭・教諭)	ア 次の表のとおり配置する。 教員数には教頭を含むものとする。 <table><tr><td>学級数</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td></tr><tr><td>教員数</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td></tr></table> <table><tr><td>学級数</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td></tr><tr><td>教員数</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>31</td><td>32</td><td>33</td><td>34</td></tr></table> イ 特別支援学級（各障害種別）において、担当教員1人あたりの指導児童数が、平均して6人を超える学校には、1人増配置する。 ウ 指導方法の工夫改善等に積極的に取り組む学校には、学級数及び児童数を勘案し、別途配置する。	学級数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	教員数	2	3	4	5	6	8	9	10	11	12	13	14	15	16	18	19	20	学級数	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	教員数	21	22	23	24	25	26	27	28	29	31	32	33	34
学級数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17																																																
教員数	2	3	4	5	6	8	9	10	11	12	13	14	15	16	18	19	20																																																
学級数	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30																																																				
教員数	21	22	23	24	25	26	27	28	29	31	32	33	34																																																				
3 養護教諭	ア 4学級以上の学校に1人とする。 イ 3学級以下の学校については、児童数、施設、設備、学校保健活動の推進状況等を勘案し、努めてへき地に重点をおいて配置するものとする。 ウ 児童数が851人以上の学校に1人増配置する。 エ ウ以外の学校については、児童数及び保健室登校等学校事情を勘案し、1人増配置する。																																																																
4 事務職員	ア 4学級以上の学校に1人とする。 イ 3学級以下の学校については、次のとおりとする。 ① 児童数が25人以上の学校に1人とする。 ② 中学校が並置されている場合は、児童及び生徒の数が合わせて25人以上の学校に1人とする。 ウ 27学級以上の学校に1人増配置する。 エ 要保護及び準要保護児童が100人以上、かつその学校の児童数に対する割合が25/100以上の場合で、児童数及び学校処理体制等の事情を勘案し、必要があると認められる学校に、1人増配置する。 オ 事務の共同実施による事務部門の強化対応を行う学校には、別途配置する。																																																																
5 栄養教諭・ 学校栄養 職員	ア 学校給食（給食内容がミルクのみである給食を除く。以下同じ。）を実施する共同調理場については、次のとおりとする。 ① 児童及び生徒の数が1,500人以下の共同調理場に1人とする。 ② 児童及び生徒の数が1,501人以上6,000人以下の共同調理場に2人とする。 ③ 児童及び生徒の数が6,001人以上の共同調理場に3人とする。 イ 学校給食の単独実施校については、次のとおりとする。 ① 児童及び生徒の数が550人以上の単独実施校に1人とする。 ② 児童及び生徒の数が550人以上の単独実施校を有しない市町村に1人とする。ただし、共同調理場に栄養教諭又は学校栄養職員（以下「栄養教諭等」という。）が配置される市町村は除く。 ③ 栄養教諭等が配置されていない単独実施校を8校以上有している市町村に1人とする。 ④ 栄養教諭等が配置されていない単独実施校の児童及び生徒の数が合わせて800人以上の町村に1人とする。 ⑤ 上記以外の単独実施校については、児童及び生徒の数が及び学校数等を勘案し配置する。 ウ 児童の食に関する指導に積極的に取り組む学校には、児童数等を勘案し、1人増配置する。 エ 児童の食に関する指導体制の整備に積極的に取り組む市町村には、取組状況等を勘案し、上記ア～ウの人数の範囲内で、栄養教諭を配置する。																																																																

中 学 校

1 校長	1 校に 1 人とする。 ただし、小学校が併置されている場合は、小学校の校長が兼務するものとする。																																																																
2 教員 (教頭・教諭)	ア 次の表のとおり配置する。 教員数には教頭を含むものとする。 <table><tr><td>学級数</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td></tr><tr><td>教員数</td><td>3</td><td>5</td><td>7</td><td>8</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>15</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>22</td><td>24</td><td>25</td><td>27</td></tr></table> <table><tr><td>学級数</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td></tr><tr><td>教員数</td><td>29</td><td>30</td><td>32</td><td>33</td><td>35</td><td>36</td><td>37</td><td>39</td><td>40</td><td>42</td><td>43</td><td>45</td><td>47</td></tr></table> イ 特別支援学級（各障害種別）において、担当教員 1 人当たりの指導生徒数が、平均して 6 人を超える学校には、1 人増配置する。 ウ 学校規模が14学級以上の上記教員数には、生徒指導専任教諭 1 人を含むものとする。 エ 指導方法の工夫改善等に積極的に取り組む学校には、学級数及び生徒数を勘案し、別途配置する。	学級数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	教員数	3	5	7	8	10	11	12	13	15	17	18	19	20	22	24	25	27	学級数	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	教員数	29	30	32	33	35	36	37	39	40	42	43	45	47
学級数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17																																																
教員数	3	5	7	8	10	11	12	13	15	17	18	19	20	22	24	25	27																																																
学級数	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30																																																				
教員数	29	30	32	33	35	36	37	39	40	42	43	45	47																																																				
3 養護教諭	ア 4 学級以上の学校に 1 人とする。 イ 3 学級以下の学校については、生徒数、施設、設備、学校保健活動の推進状況等を勘案し、努めてへき地に重点をおいて配置するものとする。 ウ 生徒数が801人以上の学校の学校に 1 人増配置する。 エ ウ以外の学校については、生徒数及び保健室登校等学校事情を勘案し、1 人増配置する。 オ 小学校が併置されている場合は、小学校の養護教諭が兼務するものとする。 ただし、ア又はイを満たし、かつ、小学校に配置がない場合、中学校に 1 人とし、小学校の養護教諭を兼務するものとする。																																																																
4 事務職員	ア 4 学級以上の学校に 1 人とする。 イ 3 学級以下の学校については、生徒数25人以上の学校に 1 人とする。 ウ 21学級以上の学校に 1 人増配置する。 エ 要保護及び準要保護生徒が100人以上、かつその学校の生徒数に対する割合が25/100 以上の場合、生徒数及び学校事務処理体制等の事情を勘案し、必要があると認められる場合に 1 人増配置する。 オ 事務の共同実施による事務部門の強化対応を行う学校には、別途配置する。 カ 小学校が併置とされている場合は、小学校の事務職員が兼務するものとする。 ただし、ア又はイを満たし、かつ、小学校に配置がない場合、中学校に 1 人とし、小学校の事務職員を兼務するものとする。																																																																
5 栄養教諭・学校栄養職員	小学校に同じ。																																																																

(6) 弾力的な学級編制による学級増に伴う教職員の配置については、次のとおりとする。

ア 県が実施する弾力的な学級編制

① 県が実施する弾力的な学級編制

a 小学校

1 学級増につき教諭又は講師を 1 人とする。

b 中学校

1 学級増につき教諭又は講師を上記(5)中学校 2(1)の基準により 1 人又は 2 人とする。

② 市町村が独自に実施する弾力的な学級編制

県費負担教職員の配置は行わないため、授業時間数の増加などによって現有の教員に著しい負担を課すことのないよう、実施市町村において適切に措置すること。

(7) 併置または併設型の小中一貫教育推進校においては、指導計画や教育環境の整備状況及び学校規模等の学校事情を勘案し、協議の上、上記(5)によらない教職員の配置をすることができるものとする。